

新総合計画（基本構想・基本計画）の骨子

（全体に関わる概括的事項）

1 策定に当たって

本市を取り巻く社会経済状況は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来、先行きが不透明な経済情勢などにより、年々厳しさを増していますが、令和3年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、新東名高速道路の（仮称）秦野インターチェンジ、秦野サービスエリア・スマートインターチェンジの供用開始など、本市が飛躍する変革期を迎えようとしています。

特に、令和5年度に予定されている新東名高速道路の全線開通は、市民にとって重要な生活インフラとなるとともに、交流圏が拡大することにより、本市を含めた周辺地域の産業振興、観光振興にも大きく寄与することが期待されます。

こうした背景を踏まえ、豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化を、大切に守り、生かし、引き継ぎながら、本市発展の契機を確実に捉え、時代の変化に適切に対応することで、「市民一人ひとりが自分らしく輝き未来を描くことができる計画」とします。

2 策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 持続可能なまちづくりを目指した計画
- (2) 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- (3) 本市の資源と市内8地区の特性を生かした計画
- (4) 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画
- (5) 財政推計と連動した計画
- (6) 現行計画の評価を反映させた計画
- (7) 実効性を確保した計画

3 総合計画の役割

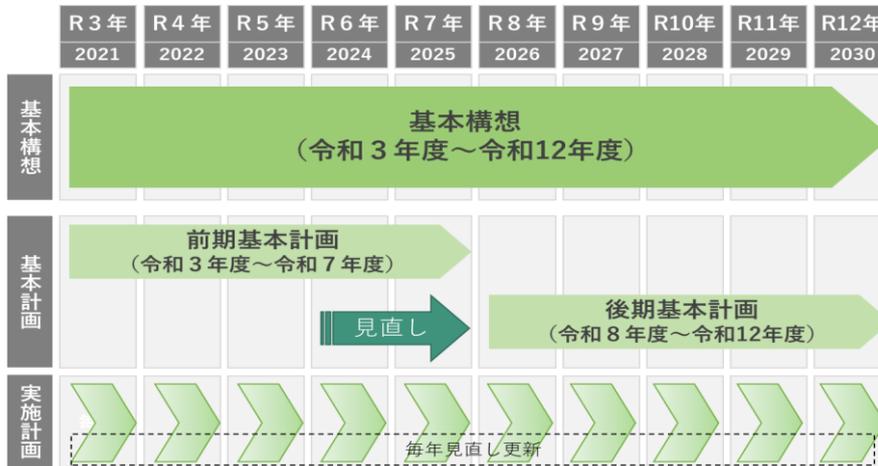
本市の総合計画は、まちづくりの基本理念や都市像を掲げ、これを実現するための基本目標、基本政策等を示すもので、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

4 計画の期間と構成

新総合計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間

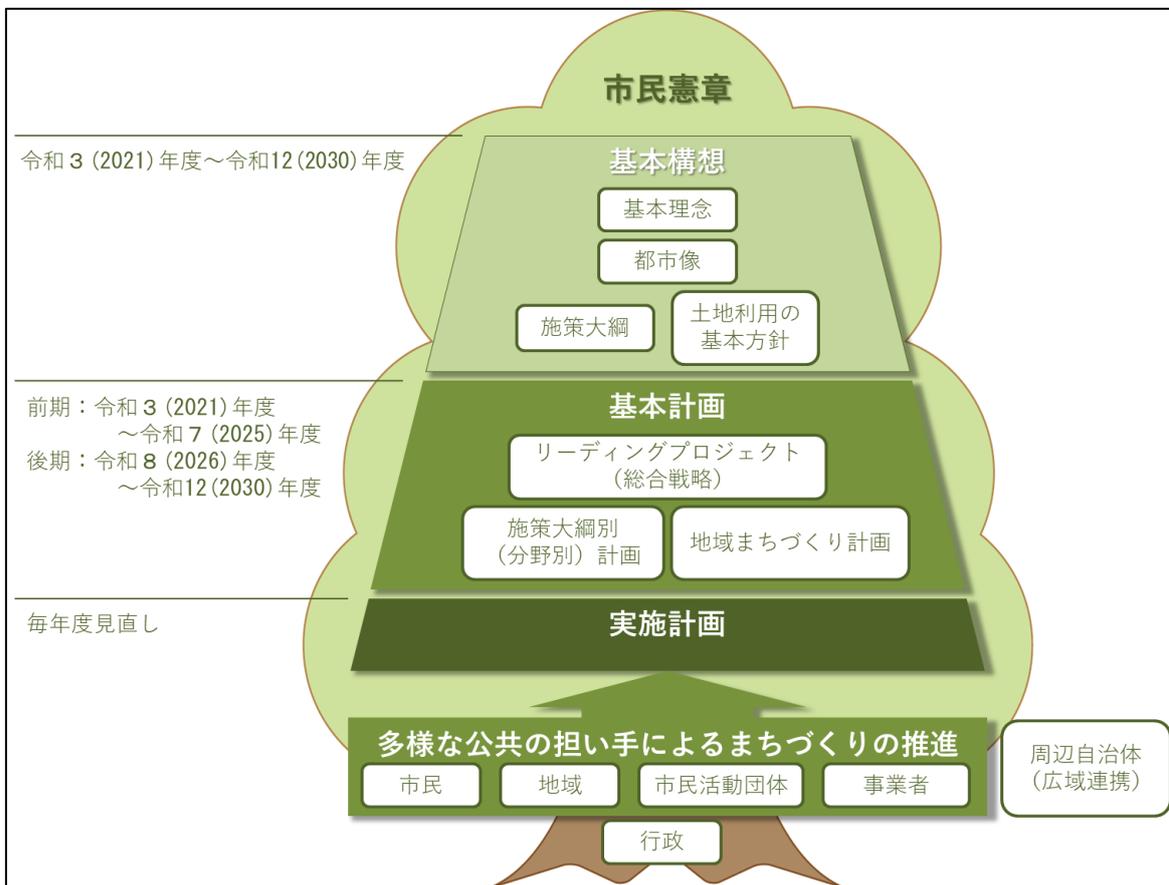
のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と5年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画（リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画）」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成します。

(1) 計画の期間



- ◆前期5か年（令和3年度～7年度）
- ◆後期5か年（令和8年度～12年度）

(2) 計画の構成



5 社会潮流と基本的な策定の視点

(1) 急速に進む人口減少と少子高齢化への対応

わが国では、令和という新たな時代を迎え、間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子・超高齢社会が更に進んでいくことを踏まえ、全ての世代が安心して暮らすことのできる全世代型社会保障制度の仕組みづくりを進めています。

人生100年時代が現実となりつつある中、年齢や性別によらず、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

また、外国人住民との異文化交流や相互理解を進め、地域における多文化共生を推進していくことも求められています。

本市においても、国が掲げる、「将来にわたる活力ある地域社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりなどの総合的な施策の展開を図り、的確に時代の変化に対応していく必要があります。

(2) 暮らしの安全・安心への対応

東日本大震災以来、近年では熊本地震や北海道胆振東部地震などの大地震に加え、西日本豪雨や令和元年の台風19号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、大規模な自然災害への対応が求められています。

また、子どもが巻き込まれる犯罪や高齢者に対する振り込め詐欺などによる被害を防止するため、防犯意識の啓発や地域における防犯活動の推進なども求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する中、わが国においても緊急事態宣言が発出されるなど、社会的・経済的な影響は甚大なものとなっていることから、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっています。

本市においても、市民の幸せな暮らしの実現に向け、安全・安心を基本としたまちづくりへの取組みを強化する必要があります。

(3) 地球規模の環境問題への対応と循環型社会の構築

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が物質的に豊かで便利なものとなった一方、その生活を享受することにより、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生など、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境への負荷が課題となっています。

平成27年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の世界共通の17のゴールでは、環境関連の目標も定められており、地球環境問題が世界的に取り組むべきものであることが示されています。

本市においても、水やみどりをはじめとする豊かな自然との共生を図りながら、今後もより一層、持続可能な循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政の協働によって環境負荷を最小限にする取組みを推進する必要があります。

(4) 関係人口の創出・拡大

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では著しい人口の低密度化が予想されており、地域社会の維持・強化を図るためには、地域の担い手の育成・確保が大きな課題の一つとなっています。

一方、本市においては、「温泉」、「大学」、「市の玄関口」、「表丹沢」などの魅力的な特性を有する小田急4駅があることに加え、令和5年度には新東名高速道路の全線開通が予定され、アクセスが飛躍的に向上することにより、新たな企業立地による産業振興、魅力ある地域資源を生かした観光振興など、多くの人の流れを呼び込むことが期待されています。

このような本市発展の絶好の機会や、恵まれた自然環境、首都圏からの交通利便性などの強みを最大限に活用しながら、新たな地域社会の担い手としての関係人口を創出・拡大させ、定住人口の増加にもつなげていく必要があります。

(5) 情報通信技術の積極的な活用による持続可能な行財政運営の推進

人口減少による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念されることに加え、高齢化の進展により社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体の行財政運営は厳しさを増していきます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの社会・経済活動に大きな影響を与え、その先行きも不透明な状況となっています。

さらに、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かって行く中、国では新たな未来社会であるSociety 5.0の実現を目指しており、その取組みの一つとして、AI、IoT、RPAなどのICTを活用したスマート自治体への転換が求められています。

本市においても、こうした新たな技術の活用を見据えて、市民サービスの向上をはじめ、職員の働き方改革や施策立案への活用など、効率的で持続可能な行財政運営を図っていく必要があります。

(第1部 基本構想)

第1 基本構想の位置付け及び役割

基本構想は、まちづくりに対する普遍的な理念のもと、本市が目指す望ましい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めたものです。

また、総合的かつ計画的な市政運営を進めるに当たって、市民と行政が協働・連携していくための共通の指針となるものです。

第2 まちづくりの基本理念と都市像

1 まちづくりの基本理念

市民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、本市の限りない発展に願いをこめ制定された市民憲章を普遍的な基本理念とします。

○秦野市民憲章

(昭和44年10月1日告示第49号)

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住みよいまちを、それは私たちのちかいです。

2 都市像

市民憲章の理念のもと、市民意識や時代の変化等を踏まえ、現都市像をベースとしながらも、より時代に合った都市像を定めます。

新たな都市像

第3 都市像実現のための基本目標

都市像の実現に向けて、次の5つの基本目標を柱に、具体的な施策の展開を図ります。

- 1 誰もが健康で共に支えあうまちづくり（検討中）
- 2 生涯にわたり豊かな心と健やかな体をはぐくむまちづくり（検討中）
- 3 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり（検討中）
- 4 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり（検討中）
- 5 市民と行政が共に力をあわせて創るまちづくり（検討中）

第4 基本構想の目標年次

基本構想の期間は、令和12年度（2030年度）を目標年次とします。

第5 人口規模（人口の想定）

令和12年（2030年）における人口規模を想定し、定めます。

第6 土地利用の基本方針

土地の有限性と公共の福祉への配慮を基本に、恵まれた自然環境を生かし、良好な生活環境の確保、産業活動の利便性の向上及び市域の均衡ある発展のため、今年度改定する都市マスタープランを踏まえ、長期的視野に立った計画的かつ合理的な土地利用を目指した方針を定めます。

第7 公共施設の再配置に関する方針

持続可能な行政サービスを実現するため、公共施設の適正な配置と効率的な管理運営の実現を目指した方針を定めます。

第8 行財政運営の方針

多様な主体と協働・連携しながら、戦略的な事業の創造・縮充の視点と合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）の考え方を踏まえ、効率的な行財政運営を目指した方針を定めます。

(第2部 基本計画)

第1 基本計画の概要

1 計画の基本となる前提・背景

(1) 人口推計

将来の本市のあるべき姿を描き、希望出生率や社会減抑制の政策的要素を踏まえた人口推計（年齢別人口及び産業別人口）を定めます。

(2) 土地利用

新東名高速道路の開通に伴い、新たなインターチェンジ及びサービスエリアが供用開始されることから、産業や地域の発展を考慮し、市域の均衡ある発展を図るため、今年度改定する都市マスタープランを踏まえ、都市的土地利用及び自然的土地利用に関する方向を定めます。

(3) 財政推計

財源の裏付けを持った実効性ある計画とするため、歳入・歳出のこれまでの傾向や、経済情勢等を勘案するとともに、引き続き財源の確保や行財政改革の効果を見据えた推計を行います。

(4) 公共施設の保全、再配置の考え方

公共施設の保全と集約化などの方向性を定めることにより、人口減少などの時代の変化に対応した、より効率的・効果的な公共施設の再配置に取り組みます。

第2 リーディングプロジェクト

総合計画全体を推進するに当たり、特に重点的かつ先導的に取り組み、相乗的な効果を発揮させるものを「リーディングプロジェクト」として位置付け、総合戦略の基本目標とします。

現在、本市において、持続可能なまちづくりへの転換を進めるため、優先的に取り組んでいる「未来へつなぐ5つの重点事業」は、今後10年先を見据えた新総合計画においても、引き続き推進すべき施策であると同時に、総合戦略で目標とする人口減少や地域経済の縮小などを克服するための有効な施策であると言えます。

そのため、新総合計画におけるリーディングプロジェクトについては、この5つの重点事業をベースに、更にステップアップした構成となるよう検討します。

第3 施策大綱別(分野別)計画の主な内容

1 分野別計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、基本目標、各分野にわたって取り組むべき基本政策、基本施策を定め、総合的、体系的に明らかにします。

基本施策ごとに次の事項を位置付けます。

(1) 現状と課題

ア 現状やこれまでの取組み

イ 今後の課題や取組みの方向

(2) 目指すまちの姿

令和7年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態を示します。

(3) 目標設定(施策の達成を図る指標)

目指すまちの姿を具体化するため、施策の達成を図る指標等を数値で設定します。

(4) 主な取組み

目指すまちの姿を実現するために、令和7年度までに取り組むべき主要な施策等を掲載します。

また、その主な内容について、ハード事業や新規事業等の区分を示します。

(5) 関連する個別計画等

主な取組みと関連する個別計画等を明示します。

第4 地域まちづくり計画

1 計画の位置づけ

地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、自然や歴史、文化等、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを進めるため、その指針となるべき地域別の計画を定めます。

2 地域区分と主な内容

(1) 地域区分

それぞれの地域まちづくりの課題等に対応するため、市域を8地区(本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上)に定めます。

(2) 主な内容

- ア 現状と課題
- イ 目指すまちの姿
- ウ 主な取り組み(地域が主体の取り組み、地域と行政との協働の取り組み)
- エ 地域版リーディングプロジェクト

■ 新総合計画の体系図（施策の大綱）

